

○宮古市墓地条例

平成17年6月6日

条例第118号

改正 平成18年12月15日条例第48号

平成21年3月31日条例第7号

平成26年3月25日条例第11号

令和元年9月27日条例第9号

令和4年12月27日条例第36号

(設置)

第1条 公衆衛生の向上と環境の整備を図るため、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第2条第5項に規定する墓地として、宮古市墓地（以下「墓地」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 墓地の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
宮古市墓園	宮古市松山第7地割1番地3

(平18条例48・一部改正)

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 墳墓 法第2条第4項に規定する墳墓をいう。
- (2) 墓所 墳墓（合葬墓を除く。）の用に供するために区画された土地をいう。
- (3) 合葬墓 焼骨を埋蔵する墳墓として市が設置した施設をいう。
- (4) 墓誌 合葬墓に埋蔵される者の氏名を記す墓石をいう。

(令4条例36・一部改正)

(利用者の資格)

第4条 墓所又は合葬墓を利用することができる者は、市内に住所を有する者又は規則で定める相当

の理由があると市長が認めた者で、市町村税及び特別区税を滞納していないもの（自己の焼骨を埋蔵するために合葬墓を利用する者にあつては、次条第1項の許可を申請する日において65歳以上の者に限る。）でなければならない。

（令4条例36・一部改正）

（利用の許可）

第5条 墓所、合葬墓又は墓誌を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 合葬墓又は墓誌を利用しようとする者は、焼骨1体の埋蔵ごとに、前項の許可を受けるものとする。

3 自己の焼骨を合葬墓に埋蔵するために合葬墓又は墓誌の利用の許可を受けようとする者は、自己の死後にその焼骨を合葬墓に埋蔵する祭しを主宰する者を選任しなければならない。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の許可をしてはならない。

（1） 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認めるとき。

（2） 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあると認めるとき。

（3） その他墓地の管理上適当でないと認めるとき。

5 市長は、墓地の管理上必要があると認める場合は、第1項の許可（墓所の利用に係る許可に限る。）に条件を付することができる。

（令4条例36・一部改正）

（墓所の利用）

第6条 墓所は、墳墓以外の用途に利用してはならない。

2 墓所の利用は、前条第1項の許可（以下「利用許可」という。）を受けた者（墓所の利用許可を受けた者に限る。以下「墓所の利用者」という。）1人につき1区画とする。

（令4条例36・一部改正）

（行為の禁止）

第7条 何人も、墓地においては、次に掲げる行為をしてはならない。

（1） 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失すること。

- (2) 市長の許可を得ないではり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (3) 指定された場所以外の場所へ車を乗り入れ、又は止め置くこと。
- (4) 行商その他これに類する行為をすること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が墓地の管理に支障があると認める行為をすること。

(利用の許可の取消し等)

第8条 市長は、墓所の利用者（第16条第1項の規定により墓所利用権を承継した者を含む。以下同じ。）又は合葬墓の利用許可を受けた者（墓誌の利用許可を受けた者を含む。以下「合葬墓の利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
 - (3) 第5条第5項の規定に基づく条件に違反したとき。
 - (4) 墓所を墳墓以外の用途に利用したとき。
 - (5) 墓所、合葬墓又は墓誌の利用に係る使用料（以下「使用料」という。）を納付しなかったとき。
 - (6) 墓地（利用許可をされた墓所及び合葬墓を除く。）の清掃、保全その他墓地の維持管理に係る管理手数料（以下「手数料」という。）を3年度分滞納したとき（第8号に該当する場合を除く。）。
 - (7) 墓所の利用者が死亡した場合で、その祭しを行う相続人又は親族若しくは縁故者がいないとき。
 - (8) 墓所の利用者又は合葬墓の利用者（自己の焼骨を合葬墓に埋蔵するために利用許可を受けた者で行方不明のものに限る。）の所在が不明となった場合で、その所在が不明となったことを市長が知った日から起算して10年を経過したとき。
- 2 前項の規定による利用許可の取消しは、書面をもって墓所の利用者又は合葬墓の利用者に通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により墓所の利用許可を取り消された者（以下「旧墓所利用者」という。）は、直ちに当該利用許可に係る墓所を原状に復して市長に返還しなければならない。
- 4 市長は、旧墓所利用者が前項の規定による措置を行わなかった場合は、当該措置を代行し、これに要した費用を旧墓所利用者から徴収するものとする。
- 5 市長は、旧墓所利用者及び第1項の規定により合葬墓の利用許可を取り消された者の所在が不明

な場合又は第1項第7号若しくは第8号に掲げる場合は、第2項の規定による通知の内容を告示することにより、当該通知に代えることができる。

- 6 市長は、前項の場合において、旧墓所利用者の墓所に埋蔵された焼骨等を墓地内の一定の墓所に改葬するとともに、墓所に設置された墓碑、形象等の墓標その他の施設（以下「墓碑等」という。）を除去するものとする。

（令4条例36・一部改正）

（使用料）

第9条 墓所の利用者（第16条第1項の規定により墓所利用権を承継したものを除く。）及び合葬墓の利用者は、使用料を納付しなければならない。

- 2 墓所の使用料の額は、26万円とする。
- 3 合葬墓の使用料の額は、焼骨1体につき2万円とする。
- 4 墓誌の使用料の額は、焼骨1体につき1万円とする。
- 5 使用料は、利用許可の際に全額納付しなければならない。

（平21条例7・令4条例36・一部改正）

（使用料の免除）

第10条 市長は、合葬墓の利用者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている場合その他特に必要があると認める場合は、使用料を免除することができる。

（令4条例36・追加）

（手数料）

第11条 墓所の利用者は、毎年度、手数料を納付しなければならない。

- 2 手数料の額は、年額3,140円とする。
- 3 手数料の納期は、毎年4月1日から同月30日までとする。
- 4 年度の途中に利用許可を受けた際の当該年度分の手数料は、月割をもって計算する。この場合において、1月未満の端数があるときはこれを1月として計算し、当該手数料の額に10円未満の端数が生じたときはその端数金額を切り捨てるものとする。
- 5 前項の場合における手数料は、第3項の規定にかかわらず、利用許可の際に納付しなければならない。

ない。

6 墓所の利用者は、第1項の規定にかかわらず、10年分を限度に手数料を前納することができる。

(平21条例7・平26条例11・令元条例9・一部改正、令4条例36・旧第10条繰下・一部改正)

(手数料の免除)

第12条 第10条の規定は、手数料の免除について準用する。この場合において、同条中「合葬墓の利用者」とあるのは「墓所の利用者」と、「使用料」とあるのは「手数料」と読み替えるものとする。

(令4条例36・全改)

(使用料等の不還付)

第13条 既納の使用料及び手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(令4条例36・旧第12条繰下・一部改正)

(管理上の措置)

第14条 市長は、墓地の管理上必要があると認める場合は、墓所の利用者に対し、墓所の利用について制限し、条件を付し、第5条第5項の条件を変更し、又は必要な措置を命ずることができる。

(令4条例36・旧第13条繰下・一部改正)

(墓所利用権の譲渡等の禁止)

第15条 墓所を利用する権利（以下「墓所利用権」という。）は、次条に定める場合を除くほか、他の者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(令4条例36・旧第14条繰下)

(墓所利用権の承継)

第16条 墓所利用権は、墓所の利用者の死亡その他の理由により、相続人又は親族若しくは縁故者で祭しを主宰するものに限り、承継することができる。

2 前項の規定により墓所利用権を承継した者は、規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(令4条例36・旧第15条繰下・一部改正)

(墓所の移転)

第17条 市長は、墓地の管理、市の事業の施行等のため墓所を使用する必要がある場合は、当該墓所に係る墳墓を他の墓所に移転させることができる。

2 前項の場合において、墳墓の移転に要する費用は、市が負担する。

(令4条例36・旧第16条繰下)

(墓所の返還)

第18条 墓所の利用者は、自己の都合により墓所を返還する場合は、直ちに市長に届け出るとともに、当該利用者の費用で墓所を原状に復さなければならない。

2 第8条第4項の規定は、墓所の利用者であった者が前項の規定による措置を行わなかった場合に準用する。

(令4条例36・旧第17条繰下・一部改正)

(合葬墓に焼骨を埋蔵する前の利用の取りやめ)

第19条 合葬墓の利用者は、合葬墓に焼骨を埋蔵する前に、自己の都合により合葬墓の利用をやめようとする場合は、直ちに市長に届け出なければならない。

(令4条例36・追加)

(合葬墓に埋蔵された焼骨の取扱い)

第20条 合葬墓に埋蔵された焼骨は、返還しない。

(令4条例36・追加)

(墓碑等の設置の許可等)

第21条 墓所の利用者は、墓所に墓碑等を設置しようとする場合は、市長の許可を受けなければならない。

2 墓碑等は、規則で定める基準により設置しなければならない。

(令4条例36・旧第18条繰下・一部改正)

(損害賠償)

第22条 墓地内の施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、市長の指示するところによ

り原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(令4条例36・旧第19条繰下)

(補則)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

(令4条例36・旧第20条繰下)

(罰則)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 利用許可を受けないで墓所、合葬墓又は墓誌を利用した者
- (2) 第6条の規定に違反した者
- (3) 第7条第1号から第4号までの規定のいずれかに違反した者
- (4) 第15条の規定に違反した者

2 詐欺その他不正な行為により使用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円）以下の過料に処する。

(令4条例36・旧第21条繰下・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成17年規則第208号で平成17年10月1日から施行)

附 則 (平成18年12月15日条例第48号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成19年規則第1号で平成19年2月5日から施行)

附 則 (平成21年3月31日条例第7号)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、利用者が施行日の属する年度以降の手数料について第10条第6項の規定により前納した場合は、第12条の規定にかかわらず、当該前納した手数料の合計額とこの条例による改正後の宮古市墓地条例第10条第2項に規定する額により

計算した額の差額を当該利用者に還付する。

附 則（平成26年3月25日条例第11号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（宮古市墓地条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 第7条の規定による改正後の宮古市墓地条例第10条第2項の規定は、施行日以後に納付すべき義務が生じる同項の手数料のうち、施行日以後に発する納入通知書に係る手数料について適用し、同日前に同条第6項の規定により前納された手数料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月27日条例第9号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（宮古市墓地条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 第8条の規定による改正後の宮古市墓地条例第10条第2項の規定は、施行日以後に納付すべき義務が生じる同項の手数料のうち、施行日以後に発する納入通知書に係る手数料について適用し、施行日前に同条第6項の規定により前納された手数料については、なお従前の例による。

附 則（令和4年12月27日条例第36号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。